

公共北第5108号
令和7年(2025年)8月26日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長 中島俊明
(公印省略)

育児時短勤務手当金の取扱いの変更について(通知)

このことについて、令和7年6月16日付け公共北第5073号にて育児時短勤務手当金の創設について通知しておりますが、その取扱いが一部変更となりましたので、通知します。

変更内容は次のとおりですので、貴所属組合員に対し周知するとともに、事務処理に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1 総務省令で定める率の計算方法

支給額の算定に用いる「総務省令で定める率」の端数処理について、実数を小数点第3位で四捨五入するものとして取扱っていましたが、百分率に換算の上小数点第3位で四捨五入するものとして取扱うこととなりました。

(地方公務員等共済組合法第70条の5第4項第2号、地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の13)

参考：育児時短勤務手当金の額の計算方法

育児時短勤務支援金は、一支給対象月につき次の額を支給します。

支給額=支給対象月に支払われた報酬額×次に掲げる(1)又は(2)の率

	区分	報酬額に乗じる率
(1)	当該報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額(注1)の90/100に相当する額未満であるとき	10/100
(2)	当該報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額(注1)の90/100に相当する額以上100/100に相当する額未満であるとき	総務省令で定める率 (注2)

(注1) 標準報酬月額が、基準報酬月額相当額(雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額×30)を超える場合は、標準報酬月額を基準報酬月額相当額と読み替えて計算します。

期間	令和7年4月1日以後	令和7年8月1日以後
基準報酬月額相当額	470,700円	483,300円

(注2) 総務省令で定める率は、次の式により計算します。

$\{ア - (イ + ウ)\} \div イ$ ※百分率に換算の上、小数点第3位で四捨五入

ア：育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額

イ：支給対象月に支払われた報酬の額

ウ： $ア \times 1/100 \times (① \div ②)$

①：ア - イ

②： $ア \times 10/100$

(支給額の計算例1)

開始月の標準報酬月額 300,000 円、支給対象月の報酬額 240,000 円の場合
→ 報酬額は標準報酬月額の 90/100 未満

育児時短勤務手当金の額 $240,000 \times 10/100 = 24,000$ 円

(支給額の計算例2)

開始月の標準報酬月額 300,000 円、支給対象月の報酬額 285,000 円の場合
→ 報酬額は標準報酬月額の 90/100 以上 100/100 未満

育児時短勤務手当金の額 $285,000 \times (\text{逡減率 } 4.74\%) = 13,509$ 円

※逡減率の計算

$300,000 \text{ 円} \times 1/100 \times ((300,000 \text{ 円} - 285,000 \text{ 円}) / 300,000 \text{ 円} \times 10/100) = 1,500$ 円

$(300,000 \text{ 円} - (285,000 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円})) / 285,000 = 0.047368\dots$

百分率に換算 $4.7368\dots\%$

小数点第3位で四捨五入した率 4.74%

2 支給対象月に支払われた報酬額の算定方法

支給額の算定に用いる「支給対象月に支払われた報酬額」について、支給対象月に支払われた給料及び手当（通勤手当については下記（2）、寒冷地手当については下記（3）参照）の額の計とします。

ただし、事務処理の都合等により育児時短勤務に係る減額調整が複数月分まとめて実施された場合は、給与改定の場合を除き、原則として、遡及した時点に遡って報酬の額を調整します。

具体的な計算例は、別紙「支給対象月に支払われた報酬額の算定例」をご覧ください。

(1) 支給対象月の育児時短勤務に伴う報酬の減額が規定により翌月に実施される場合
減額は、実際に減額が行われる月の報酬に算入します。

(2) 通勤手当

通勤手当について複数月（支給単位期間）分として一括して支給される場合（注記1）は、1ヶ月当たりの金額（注記2）を算出して各月の報酬に算入します。

注記1：定期券、回数券、乗車証その他の有価物により現物支給される場合も同様に算入します。

注記2：各月分として算定された額に1円未満の端数が生じたときは、当該支給単位期

間中における末月以外の月分として算定される額に係る端数金額はこれを切り捨て、切り捨てた額は当該支給単位期間中における末月分として算定される額に加算します（当該末月分として算定された額に加算した後の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げます。）。

(3) 寒冷地手当

7月1日前の1年間に受けた寒冷地手当の総額(注記1)の12分の1の額(注記2)を各月の報酬に含めます。

注記1：条例により複数月分の寒冷地手当が一括で支給される場合は、一括で支給された寒冷地手当の額を12で除して得た額をそれぞれの月に加算します。

注記2：円位未満の端数は切捨てます。

なお、次のアからオまでに該当する場合は、以下のとおり取扱います。

ア 3月2日から7月1日までの間に寒冷地に異動した場合又は4月1日から7月1日までの間に寒冷地において休職等から復職した場合

その者が寒冷地に異動したときと同様の状況の下で、当該寒冷地に異動した日以前1年間に当該寒冷地に在勤していたとすれば支給されるべき寒冷地手当の総額の12分の1の額。

イ 組合員資格を取得し、寒冷地で勤務することとなった場合(ウに該当する場合を除く。)

その者と同様の事情にある者に支給される寒冷地手当の総額の12分の1の額。

ウ 6月1日から7月1日までの間に組合員資格を取得し、寒冷地で勤務することとなった場合

その者と同様の事情にある者に同月以前1年間に支給された寒冷地手当の総額の12分の1の額。

エ 7月2日から翌年3月1日までの間に寒冷地に異動した場合又は7月2日から3月31日までの間に寒冷地において休職等から復職した場合

その者と同様の事情にある者に支給される寒冷地手当の総額の12分の1の額。

オ 7月2日から翌年3月1日までの間に寒冷地から寒冷地以外の地域に異動する場合

その者の異動した月の属する年度においてその者に寒冷地手当が支給された場合には、当該寒冷地手当の総額の12分の1の額。

3 育児時短勤務手当金請求書の一部改正

上記2の取扱いを踏まえ、手当金の額の算定に用いる支給対象月に支払われた報酬額を計算するにあたり、通勤手当及び寒冷地手当の支給状況を確認する必要があることから、育児時短勤務手当金請求書(別紙様式第26号)裏面の「支給対象月の報酬額の証明欄」を変更します。

4 適用年月日

令和7年4月1日

5 備考

当面の間、従前の様式でも請求できますが、その場合は、通勤手当及び寒冷地手当の支給状況について支部から所属所へ照会することがありますので、ご了承ください。

短期給付係

電話 011-231-4111

内線 35-371・372

別紙 支給対象月に支払われた報酬額の算定例

【例 1】 部分休業により当該時短勤務月の翌月に給料が減額される場合

規定の給与額

減額前の給料月額	毎月 240,000 円
扶養手当	毎月 13,000 円
住居手当	毎月 18,000 円
通勤手当	3ヶ月毎に 11,200 円
寒冷地手当	11月から3月まで毎月 12,900 円

1月当たりの通勤手当の額 … $11,200 \text{ 円} \div 3 \text{ 月} = \underline{3,733 \text{ 円}}$ (3月目のみ $\underline{3,734 \text{ 円}}$)

1月当たりの寒冷地手当の額… $12,900 \text{ 円} \times 5 \text{ 月} \div 12 = \underline{5,735 \text{ 円}}$

4月（時短勤務開始月）の給与

※4～6月分の通勤手当を支給

給料月額	扶養手当	住居手当	通勤手当	寒冷地手当	減額	合計
240,000 円	13,000 円	18,000 円	11,200 円			282,200 円

5月の給与

※令和7年4月の部分休業に係る減額を実施

給料月額	扶養手当	住居手当	通勤手当	寒冷地手当	減額	合計
240,000 円	13,000 円	18,000 円			-17,600 円	253,400 円

6月の給与

※令和7年5月の部分休業に係る減額を実施

給料月額	扶養手当	住居手当	通勤手当	寒冷地手当	減額	合計
240,000 円	13,000 円	18,000 円			-19,200 円	251,800 円

4月に支払われた報酬の額

$240,000 + 13,000 + 18,000 + \underline{3,733} + \underline{5,735} = 280,468 \text{ 円}$

5月に支払われた報酬の額

$(240,000 - 17,600) + 13,000 + 18,000 + \underline{3,733} + \underline{5,735} = 262,868 \text{ 円}$

6月に支払われた報酬の額

$(240,000 - 19,200) + 13,000 + 18,000 + \underline{3,734} + \underline{5,735} = 261,269 \text{ 円}$

【例2】育児短時間勤務により当該時短勤務月に予め減額された給料が支給される場合

規定の給与額

減額後の給料月額	毎月 180,000 円
扶養手当	毎月 18,500 円
住居手当	毎月 21,000 円
通勤手当	毎月 <u>5,800 円</u>
寒冷地手当	11 月から 3 月まで毎月 26,000 円

1 月当たりの寒冷地手当の額… $26,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 月} \div 12 = \underline{10,833 \text{ 円}}$

4 月（時短勤務開始月）の給与

※4 月の通勤手当は手続きが間に合わず支給なし

給料月額	扶養手当	住居手当	通勤手当	寒冷地手当	減額	合計
180,000 円	18,500 円	21,000 円				219,500 円

5 月の給与

※通勤手当を 4 月分 5,800 円（支給遅れ）、5 月分 5,800 円の 2 ヶ月分まとめて支給

給料月額	扶養手当	住居手当	通勤手当	寒冷地手当	減額	合計
180,000 円	18,500 円	21,000 円	11,600 円			231,100 円

6 月の給与

給料月額	扶養手当	住居手当	通勤手当	寒冷地手当	減額	合計
180,000 円	18,500 円	21,000 円	5,800 円			225,300 円

4 月に支払われた報酬の額

$180,000 + 18,500 + 21,000 + \underline{5,800} + \underline{10,833} = 236,133 \text{ 円}$

5 月に支払われた報酬の額

$180,000 + 18,500 + 21,000 + \underline{5,800} + \underline{10,833} = 236,133 \text{ 円}$

6 月に支払われた報酬の額

$180,000 + 18,500 + 21,000 + \underline{5,800} + \underline{10,833} = 236,133 \text{ 円}$

育児時短勤務手当金請求書

組合員等 記号番号	公立 北海道	枝番(00)	所属所名
(フリガナ) 組合員氏名		子の 生年月日 令和 年 月 日
育児時短 勤務に関 する事項	育児時短勤務の期間	開始年月日 令和 年 月 日	終了(予定)年月日 令和 年 月 日
	育児時短勤務開始前 1週間の所定勤務時間	1週間の所定勤務時間 時間 分/週	
	育児時短勤務開始 時点の標準報酬月額	標準報酬月額	等級 円
支給対象月 に関する 事項 (所属所にて裏 面の証明を作 成してください。)	手続きについて	<input type="checkbox"/> 初回請求 <input type="checkbox"/> 2回目以後の請求 ひとつの育児時短勤務期間における最初の支給対象月に係る請求の場合は「初 回請求」、それ以外の場合は「2回目以後の請求」にチェックを付けてください。	
	支給対象月	令和 年 月	
	支給対象月における 1週間の所定勤務時間	1週間の所定勤務時間 時間 分/週	
	支払われた報酬額	円	
支部受付印	上記のとおり請求します。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 住 所 請求者 氏 名 (印)		
	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 所 在 地 所 属 所 名 称 長の職・氏名 (印)		

令和 年 月 に支払われた報酬の額について、下記のとおりであることを証明する。

1 支給された給与報酬等の額

基本給

給料	円	…A
(うち教職調整額)	(円)	
(うち給料の調整額)	(円)	

手当等

扶養手当	円
地域手当	円
住居手当	円
単身赴任手当	円
管理職手当	円
初任給調整手当	円
義務教育等教員特別手当	円
へき地(特地)手当	円
準へき地(準特地)手当	円
	円

…B

A+B+C+Dの額

円

通勤手当 (有 ・ 無)

1月あたりの通勤手当の額:	円	…C
---------------	---	----

寒冷地手当 (有 ・ 無)

世帯区分	<input type="checkbox"/> 世帯主である職員(扶養親族のある職員)	
	<input type="checkbox"/> 世帯主である職員(その他の世帯主である職員)	
	<input type="checkbox"/> その他の職員	
地域区分	<input type="checkbox"/> 1級地 <input type="checkbox"/> 2級地 <input type="checkbox"/> 3級地	
	※地域区分がない場合は記入不要	
1月あたりの寒冷地手当の額:	円	…D

※ 1月あたりの寒冷地手当の額=7月1日前の1年間に受けた寒冷地手当の総額÷12(円位未満切捨て)
(標準報酬の月額等の決め方と同様の取扱いです。)

2 1週間の所定勤務時間

所定勤務時間 時間 分/週

所属所名
所属所長又は
事務担当者
職 名
氏 名

印